

# 武雄市農業委員会

平成29年4月総会議事録

平成29年4月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 平成29年4月5日(水)  
(開会)午後3時00分 (閉会)午後5時00分

2. 場 所 武雄市役所 本庁1階会議室

3. 出席状況 出席者36人 欠席者 0人

氏 名	出席	欠席	氏 名	出席	欠席
富永茂人	○		山北義見	○	
末藤良郎	○		(欠員)	—	
中村和仁	○		本山幸雄	○	
佐佐木幸夫	○		田栗保信	○	
小柳満	○		下平寅義	○	
西村元吉	○		松尾忠則	○	
小田康信	○		永尾廣次	○	
中村一明	○		中原位	○	
岩永和裕	○		東島豊	○	
松尾薫	○		坂口千代喜	○	
向井健作	○		安永和廣	○	
中野重信	○		浦川宗博	○	
馬場征三郎	○		坂口正勝	○	
井手辰巳	○		相原經憲	○	
小柳信博	○		大串和文	○	
古川秀文	○		川内智彦	○	
伊勢馬場一郎	○		岩橋久美	○	
境重則	○		宮原洋昭	○	
松尾正博	○				

4. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	8件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	11件
議案第4号	農用地利用集積事業計画(案)について	
議案第5号	農業振興地域内、農用地からの除外について	
議案第6号	武雄市非農地証明について	4件

**事務局長** 総会に入ります前に、4月の定期異動によりまして、事務局体制が代わりましたので、報告いたします。

事務局長が永尾に代わりまして、前田実（よろしく申し上げます）、農地係長が谷口に代わりまして、岩瀬加奈美（よろしく申し上げます。）、同じく農地係に草場副主幹です（よろしく申し上げます。）。業務支援員として山頭富士子です。（よろしく申し上げます。）北方分室農地調整係の今村に代わりまして、松江博正です。（よろしく申し上げます。）

それでは永尾さん、谷口さんのあいさつをお願いします。（2名あいさつ）また、年度初めということで、営業部長、営業部理事、農政係長が来ておりますので、あいさつをお願いします。（3名あいさつ）

**事務局** それではただ今から、平成29年4月の武雄市農業委員会「総会」を始めていきたいと思っております。

本日は、全委員に出席いただいております。在任委員の過半数以上の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

また、総会終了後、引き続き、委員全員協議会を開催しますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、会長よろしくお願ひいたします。

---

《開会・議事録署名人指名・報告事項》

---

**会 長** （あいさつ）

**会 長** それでは、ただ今から平成29年4月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今回は、議案第1号から議案第6号までとなっておりますので、審議をお願いいたします。

本日の議事録署名人に、6番 西村元吉 委員、25番 松尾忠則 委員を指名いたします。

議案審議に入ります前に、先月の定例会議でご審議いただきました案件につきまして、県知事への進達の結果を、事務局より報告してください。

**事務局** 先月の総会でご審議いただいた農地法第5条の許可申請9件、許可後の事業変更承認1件については、共に3月28日付けで許可がおりております。また、1月進達分の新幹線の一時転用の許可が、未相続地の同意の件で保留になっていましたが、こちらの許可もおりています。

以上、報告します。

---

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

---

**会 長** さっそく議案第1号を議題といたします。

農地法第3条の規定による許可申請が8件提出されております。この8件の案件について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (議案第1号について説明)

会 長 それでは、議案の説明が終わりましたが、この8件につきまして地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。何かございませんか。

(補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 申請番号1番の譲受人の経営面積の表記について、経営面積よりも貸付面積が多くなっているのはなぜですか。

〇〇番委員 譲渡人は農地を広く持っており、圃場整備地は人に貸し付け、作りにくいところだけを自分が作っておられます。

事務局 資料の表記では経営面積の中に貸付面積は含めていません。ご了解下さい。

会 長 事務局の説明で了解いただけただけでしょうか。

(異議なし)

会 長 ほかにありませんか。

会 長 それでは、ほかに無いようですので、議案第1号の質疑をとどめます。議案第1号農地法第3条の規定による8件の許可申請につきまして、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第1号農地法第3条の規定による8件の許可申請につきましては、許可することに決しました。

---

《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

---

会 長 次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が1件提出をされています。

この1件につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 (議案第2号について説明)

会 長 はい、ありがとうございました。議案の説明が終わりましたが、この1件につきまして地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。何かございませんか。

(補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。  
議案第2号 農地法第4条の規定による1件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第2号 農地法第4条の規定による1件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

---

《議案第3号 農地法第5条 許可申請》

---

会 長 次に、議案第3号を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が11件提出されています。この11件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第3号について説明)

会 長 申請番号1番につきましては、去る3月28日に調査委員会B班に調査を依頼しておりましたので、座長から調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長 平成29年3月28日午後1時30分から調査委員会をB班及び地元農業委員により、農地法第5条1件について武雄市役所1階会議室及び現地にて開催いたしました。議案第3号 農地法第5条の規定による申請番号1番の案件について、申請人から、畑1,085㎡の貸家住宅について転用理由、

転用計画の説明があり、質疑をいたしました。

主な質疑として、まず一つ、「新設の6m道路は隣接農地の所有者も通行できるのか。」という質疑がありました。申請人から「通行はできます。公道申請を行う予定です。」との回答がありました。

2点目として、「同時利用地の原野は高低差がある。造成計画はどうするのか。」という質疑がありました。申請人から「現状のまま利用する予定です。草刈り等の保全是行います。」という回答がありました。

以上、質疑がありました申請番号1番の件について、調査委員会としては、隣接農地および〇〇の承諾が得られていないが、周辺農地の営農に支障がないことが確認できました。転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

会 長            はい、ありがとうございました。

調査委員会の報告が終わりましたが、残りの10件につきまして地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。何かございませんか。

私のほうからは、9番と10番が該当いたします。先ほど説明がありましたように、工事がまだ進行中であり、引き続きこの道路を使用したいということで相談がありましたので、承諾いたしました。以上です。

ほかにございませんか。

〇〇番委員      参考のために、新幹線の一時転用では10アールあたりどれ位の賃借料ですか。

会 長            だいたい年間〇〇万円です。

〇〇番委員      はい、わかりました。

会 長            地元委員さんからの説明が終わりましたので、質疑を開始したいと思います。何かございませんか。

〇〇番委員      調査委員会の事に色々口を言うべきものではありませんが、申請番号1番に、隣接農地の承諾をもらっていないとありますが、隣接農地の境界の測量、立会がなされていないのですか。

会 長            議案資料の、字図の4ページを見てください。

申請地の上の畑はAさんの所有です。

その畑の上の土地に、申請者の親族Bが借家を建てています。そのBに対してAさんが、〇〇をしてくれという要請をしていたようですが、それに対してBは、それはちょっとできませんよと、返事をしてあったそうです。

そして今度は、申請者が造られるわけです。このAさんは〇〇でもあり、

そして隣接地でもあったわけですね。それでAさんとしては、以前のBさんの時の要請がなされてないので、承諾はしたくないということです。

同意書がなかったということもありましたので、調査委員会の際に現場で、「この6m道路は隣接地の方も利用できますか。」という質問をしたところ、申請者は「いいですよ。」という事でした。

地元の〇〇委員も、相談をしないとどうにもならないということで、Aさんに足を運んで相談いただいております。しかし同意が取れなかったということで、私も県の農業会議の坂井会長のところに相談に行きました。

そしたら、同意書は法的には必ずしも必要ないという事でした。ただ、佐賀県内20市町はどこでもトラブルを最小限に抑えるために、同意書を取っているそうです。

という事で、ほかの人からは同意をもらっておりますが、Aさんだけもらえなかったというのは、Bさんとの関係があってももらえなかったということで、やむを得ないという判断を、私たちも、調査委員会でもしましたので、議案として提出をしたということです。

**〇〇番委員** 私が言いたかったのは、法務局がこれを許可するかどうかということです。隣接の立会許可が必要ではないですか。ですから、その点について農業委員会におろしていいものかということ、聞いているわけです。実際、うちでも1回あっていますので。境界はあくまでも両方立ち合いのうえでしないといけませんので。

**会 長** そこは、5ページの「配置・造成計画平面図」に、「境界線」とあるので、立会はしてあるのではないのでしょうか。

**〇〇番委員** 資料に「立ち合いが無かった」と書いてあるので尋ねています。

**会 長** いいえ、それはBさんとの間の以前の経過の事です。今回の件とは別です。

**〇〇番委員** 法務局が許可をするのであれば問題ない。農業委員会が馬鹿にされなければいい。

**会 長** 県にも理由書を付けて問い合わせたら、止むを得んでしょうね、という事をいただきましたので、議案として出しました。

いいですか。ほかにはないですか。はいどうぞ。

**〇〇番委員** 案件2番です。里道があり資料に同時利用と書いてありますが、共同利用していく場合でも、後になれば「これは自分のものだ」と言い始められます。その証拠のために、境界杭を打ってもらったほうがよいです。打つという事は、管理者・関係者が立ち合いのうえでしてもらわないといけませんが、そういう事まで一歩踏み込んで委員会に指導をお願いしたいと思いますが。いか

がですか。

会 長 地元委員さんはどうですか。

〇〇番委員 ここは何か、袋小路みたいな感じになっています。

会 長 ここには里道があるので、区長さんに説明して、里道と私有地との境界を、区長さん立ち合いのもとではっきりして下さいということですよ。

事務局 2番の案件については、里道は払下げということで申請が出ています。

〇〇番委員 ここはうちの〇〇のところですよ。もう敷地内に道はありません。宅地に畑を繋いだようにして不動産屋が設定したら、途中で里道が入っていたということで、里道の買い上げを申請しています。ほかに利用しようとしてもできないような状況で、敷地に囲まれています。

会 長 ということで、里道は買い上げだそうです。〇〇番委員さん、いいですか。

〇〇委員 今後は、先ほど言ったような指導をお願いします。

会 長 ほかに、ございませんか。

それでは、他に質疑も無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。議案第3号 農地法第5条の規定による11件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することにご異議ございませんか。

(1番について異議あり)

会 長 それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請1番につきましては異議があるとの事でしたので、1番について賛成の方は挙手をお願いいたします。はい、賛成多数と認めます。

では1番については、本委員会としては賛成多数、残り10件については、全会一致ということで、許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

よろしいですか。(はい)

---

《議案第4号 農用地利用集積事業計画(案)》

---

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。

平成29年度武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきまして事務局から説明をお願いします。



事務局 (議案第4号について説明)

会 長 はいありがとうございます。それでは、議案の説明が終わりましたので、議案第4号につきましては、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思っておりますけれども、何かございませんでしょうか。

(質疑開始)

〇〇番委員 利用権の再設定の件についてお尋ねいたします。貸し手の所有権移転登記がなされていないと、その関係で色々書類を作らないといけません。

最初に設定した時には何もなかったが、今回は色々書かないといけないので、まごついて困っていると相談が来ています。はっきり言って80歳代ばかりですので、私に頼みに来られるわけです。

ですので、今日、事務局に説明をしていただくよう提案します。

会 長 はい。では、皆さん方のお手元に資料があると思います。今質問の出た件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 利用権設定については、市長部局から事務委任をされて、平成27年の8月から農業委員会で処理をするようになっていきます。従前、農林課で受付をしていた時よりも提出書類が増えて煩雑になっている部分があります。変更点は大きく2点です。

一点目は、未相続農地・共有農地の取り扱いです。以前は代表者の名前のみでも受付をしていましたが、正式には相続人・共有者全員の同意をいただいてからの設定となります。3条が名義変更をしてからでないと所有権移転ができないのと同様、利用権も同意をいただいてからの設定となります。

5年間と5年をこえる場合では相続人の同意の数が変わってきます。5年以下的場合は過半を超える持ち分の方の同意が必要ですので、現在お願いしております。

相続人の確認は、正式には戸籍謄本等で確認するのですが、今までがそこまではお願いしていないので、本人からの申出ということで、相続人関係図、家系図のようなものを書いてもらって、相続人が何人おられるということを確認させてもらっています。

先祖代々の土地で相続人が煩雑である場合には、急に利用権設定の要件を厳しくしても何なので、誓約書という形で代表者の方から一筆いただいてから、利用権設定をできるようにしています。

もう一点は始期です。以前は、始期は総会の翌日の公告日からのものが多かったですが、現在は総会の翌月の1日に始期を設定し、年数に合わせ、終期も月末でそろえるような設定をしています。

年金等、特別な事情がある方については、事情に合わせ柔軟に設定してい

ますが、できるだけ総会の翌月 1 日から月末まででお願いしています。以上報告します。

〇〇番委員 以前の契約者が亡くなり、相続人が誰もいない農地がある。法務局に行って調べてもらったが「できませんよ」という回答だった。  
その場合の取り扱いをどうすればいいのか。答えはあるのか。

事務局 相続者を調べてもらうしかありません。

〇〇番委員 固定資産税はこういうことまでしなくても「誰々さん分誰々」といって払っています。農業委員会がここまで書類が必要という事は、早くいえば、登記をなささいということと一緒です。農業委員会は登記まで指導をしないといけないのでしょうか。農地法が変わったのかなと思って、確認してみました。

事務局 登記の推進までは指導することができません。また、農地法は変わっておりません。武雄市の取り扱いがそのようになっています。

〇〇番委員 誰々分となっている農地が多いわけです。田を借りるのに、よその家のことを追跡するわけにはいかない。そこまでしなければいけないのかという気持ちがある。

事務局 どうしても取れない場合には誓約書でお願いします。

会 長 どうしても過半の同意が取れない場合は、誓約書で良いということです。農業委員さんもそのように指導をして下さい。いいですか。  
ほかに。はい〇〇さん

〇〇番委員 東川登町の 2 番が使用貸借となっています。4 反からの田が、全くゼロで良いというのは、何か理由があるのでしょうか。

事務局 耕作者の話では「作ってくれ」言われたとの事で、15 年間で設定しておられます。

〇〇番委員 そこは高速道路の真下で、日陰になっており、排水が全く効かない、かぎ状の田です。

会 長 よろしいですか。ほかにありませんか。  
ほかに質疑も無いようですので、議案第 4 号の質疑をとどめます。議案第 4 号 平成 28 年度武雄市農用地利用集積事業計画（案）につきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第4号 平成28年度武雄市農用地利用集積事業計画(案)につきましては原案どおり承認することに決しました。

————— <議案第5号 農業振興地域内、農用地からの除外> —————

会 長 次に議案第5号を議題といたします。  
議案第5号武雄市農業振興地域内の内、農用地からの除外について議題といたします。農林課から説明をお願いします。

農林課 (議案第5号について説明)

会 長 はい、それでは説明が終わりましたので、議案第5号につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思っておりますけれども、何かございませんか。

農林課への要望ですが、位置図には路線名や地区名等を記入して下さい。申請地とだけ書かれていても、どこの辺りか頭の中に場所が浮かんでこないのです。

農林課 了解しました。

〇〇番委員 消防署の転用は申請が出ないのですか。

事務局 転用申請は不要となっております。

〇〇番委員 なぜ要らないのですか。

農林課 公共事業に事業認定をされておりますので、農業委員会とは別の形で意見を聞いて進めておられます。

〇〇番委員 圃場整備地区なので教えてもらわないと困ります。農振除外が出れば分かるが、出ないと分かりません。そこら辺りを教えることはできませんか。人から「あそこは何ができているのか」と尋ねられた時にも困ります。

農林課 農振除外をする時は農業委員の意見を聞いて進めますが、農業用倉庫などを作る時などは軽微な変更として農業委員の意見を聞かなくてよい場合があります。同様に、公共事業でも聞かなくてよいようになっています。

〇〇番委員 そのようなものも教えていただかないと。農地がずっと減っていつているので、何も分からない。議案の件は小楠の区長に尋ねたら地区で話し合いができていたとの事だった。しかし、消防署の件は分からない。

会 長 このような場合には翌月の農業委員会で一言、報告をいただくようお願いいたします。ほかにございませんか。

〇〇番委員 申請番号7番と8番の件です。地図では暗渠排水のU字管を入れてなっていますが、その先には田があります。なかなかいつも水の出が悪いので、十分指導をして欲しい。

農林課 耕作する場合には水問題が重要になります。私たちが近所や耕作者と十分に話をしながら進めるよう、口をすっぱくして言っているので、それについても今後話し合いがあるものと考えています。

会 長 ほかに、ありませんか。  
他に無いようでございますので議案第5号の質疑をとどめます。  
議案第5号 農業振興地域の内、農用地からの除外に対する意見について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第5号農業振興地域の内、農用地から除外については原案どおり承認することに決しました。

---

#### 《議案第6号 非農地証明》

---

会 長 次に議案第6号を議題といたします。  
武雄市非農地証明願、4件について事務局から説明をお願いします。

事務局 (議案第6号について説明)

会 長 はい、説明が終わりました。議案第6号武雄市非農地証明願につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思いますけれども。何かございませんでしょうか。

(質疑開始)

〇〇番委員 4番の案件の補足です。申請人は平成9年頃に家を建てているが、この時には家の分だけ登記をされている。道の部分もその当時に埋められて工事が

完了していたようです。当時、司法書士さんに頼んで登記をしたが、他人から購入した分は登記していたが、自分のところは登記をしておらず、農地として残っていた案件です。

会 長           ほかにありませんか。(なし)。他に無いようですので議案第6号の質疑をとどめます。

                  議案第6号、4件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長           異議なしと認めます。

                  よって、議案第6号武雄市非農地証明願いにつきましては原案どおり承認することに決しました。

---

                  《閉会》

---

会 長           以上をもちまして、本日提出されました議案につきましては、審議を全て終了いたしました。これをもちまして、平成29年4月の農業委員会総会を終わります。どうもありがとうございました。